

岩美町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩美町補助金等交付規則（平成11年岩美町規則第5号。以下「規則」という。）第26条の規定に基づき、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、がけ地の崩壊等（土石流を含む。）により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある地域からの住宅の移転を促進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 町は、前条の目的の達成に資するため、鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定により指定された災害危険区域、条例第4条各号に定める区域又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法第57号）第8条に基づき指定された土砂災害特別警戒区域（以下「災害危険区域等」という。）からの住宅の移転を行う者（政府系金融機関又は一般の金融機関の親族居住用住宅のための貸付けを受けて災害危険区域等に住居する親族の住宅の移転を行う者を含む。）に対し、別表第1欄に掲げる経費について、同表第2欄に定めるところにより算定した額を予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の通知)

第5条 補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から原則として30日以内に行うものとする。

2 補助金の交付決定通知は、様式第5号によるものとする。

(申請事項の変更)

第6条 規則第10条第1項の規定により町長の承認を受けようとする場合は、様式第6号による申請書を提出して行うものとする。

2 規則第10条第1項ただし書に規定する軽微な変更は、別表第3欄に掲げる変更以外の変更とする。

(実績報告)

第7条 規則第17条の規定による実績報告書は、様式第7号によるものとし、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに町長に提出するものとする。

(帳簿の整備等)

第8条 補助事業者は、補助事業のかかる収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証

拠となる書類を補助事業終了年度の翌年度から5年間保存するものとする。

(財産の処分の制限)

第9条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）を補助金の交付の目的に反して使用し、又は処分しようとする場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数が経過している場合はこの限りでない。

(書類の提出部数)

第10条 規則及びこの要綱に基づいて町長に提出する書類の部数は1部とする。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助対象経費	2 算定基準額の算定方法	3
住宅の除却等に要する経費	1戸当たり802千円を限度とする。	(1) 補助金の増減を伴う変更
除却等をした住宅に代わる住宅の建築又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）に必要な資金を金融機関等から借り入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする）に相当する額の費用	1戸当たり4,150千円（建物3,190千円、土地960千円）を限度とする。ただし、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域及び出水による災害危険区域については、1戸当たり7,227千円（建物4,570千円、土地2,060千円、敷地造成597千円）を限度とする。	(2) 事業の実施場所の変更 (3) その他事業内容に重大な影響を及ぼす変更

様式第1号（第4条、第6条関係）

平成 年度岩美町がけ地近接等危険住宅移転事業（変更）計画書

1 事業の目的

2 事業完了予定年月日

平成 年 月 日

3 添付書類

(1) がけ地近接等危険住宅移転事業費内訳書（危険住宅の除却等に要する経費）
（様式第3号）

(2) // （危険住宅に代わる住宅の建築（購入を含む。）に要する経費）（様式第4号）

(3) 危険住宅及び移転先の位置図（がけ断面図を含む。）

(4) 写真

(5) 他の補助金の活用の有無 有 ・ 無

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載した書類を添付すること。

※過去に補助金を活用して整備した実績がある場合についても、当時の整備内容を記載した書類を添付すること。

※今後、当該建物に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合についても、その内容を記載した書類を添付すること。

様式第2号（第4条、第6条関係）

平成 年度岩美町がけ地近接等危険住宅移転事業（変更）収支予算書

（1）収 入

（単位：円）

区 分	予算額	備 考
町補助金		
自己資金		
計		

（2）支 出

（単位：円）

区 分	予算額	財 源 内 訳		備 考
		町補助金	自己資金	
住宅の除却				
住宅の建築、購入				

（注）変更の場合は、予算額欄の上段括弧書きで変更前の額、下段に変更後の額を記載すること。

様

岩美町長

印

平成 年度岩美町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった平成年度岩美町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金（以下「本補助金」という。）については、岩美町補助金等交付規則（平成11年規則第5号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 本補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。
- 2 本補助金の補助対象経費及び補助金額は次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助対象経費及び補助金額については別に通知するところによる。

補助対象経費 金 円

補助金額 金 円

- 3 本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び岩美町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の規定に従わなければならない。

岩美町長 様

（申請者）住所

氏名

印

平成 年度岩美町がけ地近接等危険住宅移転事業変更（中止、廃止）承認申請書

平成 年 月 日付第 号による交付決定に係る平成 年度岩美町がけ地近接等危険住宅移転事業について、下記のとおり変更（中止、廃止）したいので、岩美町補助金等交付規則第10条の規定により申請します。

記

補助金等の名称	平成 年度岩美町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金
交付決定額	円
変更（中止、廃止）後の額	円
差引	円
変更（中止、廃止）の理由	
添付書類	1 変更（中止、廃止）後の事業計画書 2 変更（中止、廃止）後の収支予算書

※添付書類については、様式第1号、様式第2号により作成すること。

岩美町長 様

住所

氏名

印

平成 年度岩美町がけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書

平成 年 月 日付第 号による交付決定に係る岩美町がけ地近接等危険住宅移転事業の実績について、岩美町補助金等交付規則第17条の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	平成 年度岩美町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	
交付決定額	算定基準額	交付決定額
	円	円
実績	円	円
差引	円	円
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書	

※添付書類については、様式第8号、様式第9号により作成すること。

様式第8号（第7条関係）

平成 年度岩美町がけ地近接等危険住宅移転事業報告書

1 事業完了年月日

平成 年 月 日

2 添付書類

- (1) がけ地近接等危険住宅移転事業費内訳書（危険住宅の除却等に要する経費）
（様式第3号）
- (2) 〃 （危険住宅に代わる住宅の建築（購入を含む。）に要する経費）（様式第4号）
- (3) 図面及び写真（写真は原則として、施工前・施工後のものを添付すること。）
- (4) その他
 - ①除却等については、施工業者の請求書の写し、又は領収書の写し
 - ②建物の建築又は購入については、金融機関等からの融資契約書の写し、又はこれに代わる証明書等
- (5) 他の補助金の活用の有無 有 ・ 無
 - ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載した書類を添付すること。
 - ※過去に補助金を活用して整備した実績がある場合についても、当時の整備内容を記載した書類を添付すること。
 - ※今後、当該建物に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合についても、その内容を記載した書類を添付すること。

様式第9号（第7条関係）

平成 年度岩美町がけ地近接等危険住宅移転事業収支決算書

（1）収 入

（単位：円）

区 分	予算額	決算額	増減	備 考
町補助金				
自己資金				
計				

（2）支 出

（単位：円）

区 分	予算額	決算額	財 源 内 訳		備 考
			町補助金	自己資金	
住宅の除却					
住宅の建築、購入					